東北６県と整備局が創る
河川・ダム・砂防・海岸事業の新たな連携
「個性の大地」

第６０号（令和３年８月）
東北地方整備局河川部
地域河川課 発行

挨　　拶

地域河川調整官
平葭　健作



東北６県と仙台市のご担当者をはじめ関係する皆様には大変お世話になっております。

本年４月１日付けで地域河川調整官を拝命いたしました平葭（ﾀｲﾖｼ）でございます。河川部河川管理課長からの異動です。

一昨年の「令和元年東日本台風」、昨年の「令和２年７月豪雨」と毎年のように東北はじめ全国各地で大きな災害が発生しております。

今年は「無災害の年であってほしい」の願いもつかの間、７月には梅雨前線の影響で静岡県熱海市で大規模な土石流発生や、８月に入り停滞する前線の影響により河川の氾濫、土砂災害発生など、全国各地において多くの死傷者や行方不明者、家屋等甚大な被害が発生しました。

一方、東北地方では台風８号は観測史上初めて宮城県に上陸、台風９号(温帯低気圧)は特に青森県の上北、下北地方で堤防決壊や土砂災害などが発生しました。

災害対応にあたられている関係者の皆様に、この場をお借りし改めまして感謝申し上げます。

近年、気候変動の影響により、水害の頻発化・激甚化する豪雨災害から地域住民の皆様の命と暮らしを守るために、従来の治水対策に加え、河川の上流から下流、本川支川に及ぶ流域全体で、国・都道府県・流域市町村、そして地域住民や地元企業など、あらゆる関係者が共同して、ハード・ソフト両面にわたる対策を講じる「流域治水」の推進が求められており、５月には実効性を高める流域治水関連法が制定され、本格的に取り組みを実践するスタートラインに立ちました。

流域治水を進めるにあたって、各県の皆様も色々と悩みなどあるかと思います。直轄も同様で関係機関との調整や職場内での勉強会など試行錯誤しながら進めている状況です。

今後、各県の皆様と情報共有や打ち合わせ等を図りながら流域治水の取り組みを加速化していければと考えております。

新型コロナウィルスも中々終息せず、約２年を迎えました。予算要求ヒアリングや各種会議等、皆様にはweb会議等にて対応していただき感謝いたします。コロナが一日も早く終息し皆様と対面にて打ち合わせできる日が来るよう切に望みます。

これから、本格的な台風シーズンを迎えます。コロナ禍の中、危機管理対応も従来より大変かと思いますが、既存管理施設の本来の機能を十分に発揮させるとともに、ダムの事前放流の取り組みをしっかりと行い洪水期を乗り越えればと思います。

４月に着任し、地域河川課の業務、河川・ダム・砂防・海岸と多岐に渡り大変ではありますが、地域河川課職員一同、昼夜問わず危機管理対応を行っていますので、どんな些細な情報でも結構ですので、迅速に情報共有をしていただければと思います。

今後も整備局と各県、仙台市の皆様とともに、安全安心な地域創出を目指し対応して参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

トピックス

整備局より

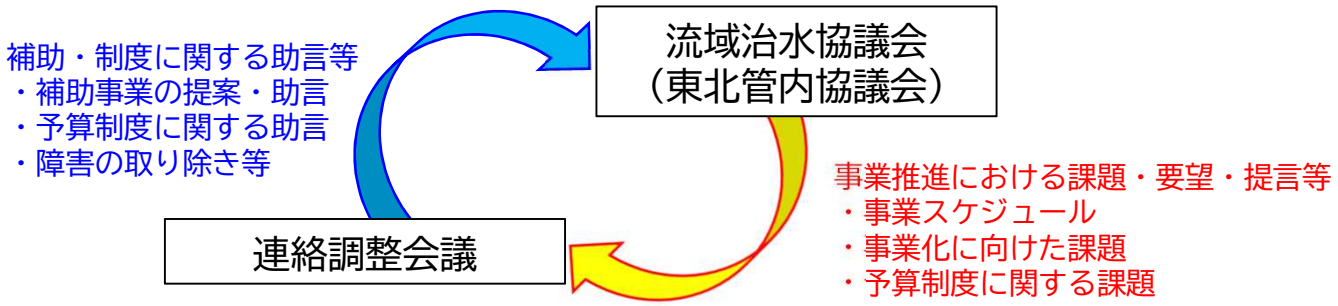
流域治水連絡調整会議を設立！

流域治水プロジェクトの実効的な推進に向けた支援体制の構築を目的として、関係地方支部局で「連絡調整会議を令和３年５月２５日に設立しました。

第１回の会議では、流域治水プロジェクトの推進に向けた情報共有や意見交換を実施するとともに、一級水系の流域治水協議会からの課題や要望についての対応や回答をまとめた資料を共有しました。

二級水系の流域治水プロジェクトはこれから本格的に策定して、取り組んで行くことになります。協議会の課題や要望等で支援が必要な場合は、地域河川課までご相談ください。





開催日時・概要

➢日　時：令和３年５月２５日（火）10:00-12:00

➢場　所：仙台合同庁舎B棟 13F水災害予報センター

○出席者：東北農政局　農村振興部　地方参事官
設計課、事業計画課、
水利整備課、農地整備課、防災課
東北経済産業局　総務企画部　総務課
東北運輸局　安全防災・危機管理調整官
気象庁　仙台管区気象台　気象防災部　予報課
東北森林管理局　企画調整課（web参加）
※森林整備センターへは今回、資料配付のみ
東北地方整備局　河川部　河川調査官
河川計画課、地域河川課、水災害予報センター
都市調整官
建政部　都市住宅整備課

○内容：・規約（案）について
・推進にあたっての課題・要望・提言等について
・地域への浸透のための広報展開について
・R3以降の進め方について　・意見交換

トピックス

整備局より

事前放流の更なる推進について

令和２年度より、利水ダム等における事前放流について、任意の協議会の設置や治水協定の締結等、各県及び、関係利水者の協力を得て取組が推進されてきたところです。
事前放流の更なる推進のため、事前放流に関する話題や各種制度について紹介します。

１．事前放流ガイドラインの改定

事前放流ガイドラインについて、令和３年７月に改訂されました。

【今回改訂の主なポイント】

◆貯水位低下量を算定した結果、必要な貯水位低下量が既に確保された状態にある場合において、当該貯水位を維持するために行う放流も、事前放流として取り扱う。
◆事前放流によって河川環境に影響が生じた場合の対応　について記載。
◆（参考）事前放流の河川法上の解釈　　について記載。

２．利水ダムの放流施設の整備等に対する補助制度

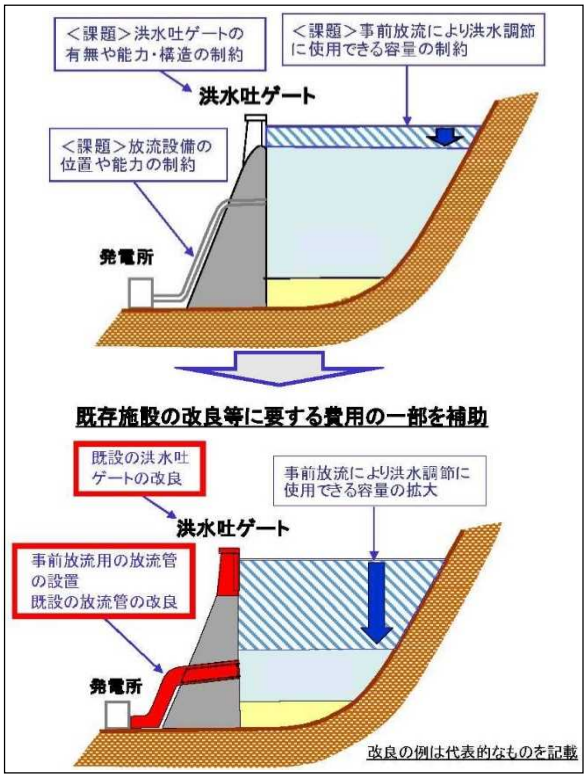
事前放流の強化を図り洪水調節機能を向上させることを目的に、利水ダムで事前放流を行うために必要となる放流施設の整備等を行うため、以下の補助制度が創設されています。

【利水ダム治水機能施設整備費補助事業】（R2年度創設）

※当補助対象事業のイメージを右に掲載。
◆補助対象事業者：　利水ダム設置者
（民間事業者、地方公共団体、公営企業局等）
◆補助率：　補助対象経費の1/2以内

【利水ダム治水機能向上補助事業】（R3年度創設）

◆補助対象事業者：　河川管理者（都道府県）
◆補助率：　当補助事業に要する費用に対する国の補助率
一級河川　5.5/10　～　1/2
二級河川　1/2



３．ダム洪水調節機能協議会制度の創設（河川法第51条の2及び3関係）

今後、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、河川法改正（令和３年７月１５日施行）により、利水ダム等の関係者が参画するダム洪水調節機能協議会制度を創設し、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることとされました。

【二級河川に設置された利水ダム等を対象とする「都道府県ダム洪水調節機能協議会」】

◆必須構成員：　河川管理者（都道府県知事）及び二級水系に設置された利水ダム等に係る関係利水者
※必須構成員に加え、関係行政機関や関係市町村長等、河川管理者である都道府県知事が必要と認める者を協議会の構成員とすることができることとされている。

法定協議会である当協議会の設置について、ご理解をいただけますよう、よろしくお願いします。

トピックス

整備局より

砂防堰堤コンクリートのスランプについて

従来、多くの土木構造物用コンクリートはスランプ8cmとされていましたが、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」(H29.3) がまとめられ、スランプ12cm以上のコンクリートが活用されているところです。そもそも、スランプ8cmが定着していたのは、AE減水剤等の混和剤が取り入れられる以前、ワーカビリティの調整に、水セメント比の調整がされていたため、流動性の高いコンクリートは品質が劣るとの考えが定着していた為のようです。

では、砂防堰堤のコンクリートはどうでしょうか。

砂防堰堤コンクリートは　“スランプ5cmでバケット打設“　が定着しています。砂防堰堤は、建設から相当年経過した後に土石流を受け止めることもあり、より高い耐久性のコンクリート仕様を求めていたものと考えられます。そこで、より品質の高いコンクリートは、スランプが小さいコンクリートであるとの考えが生まれスランプ5cmのコンクリートが　“標準”　として定着していたものと考えられます。

（参考：東北地方整備局共通仕様書の砂防堰堤コンクリート呼び強度 18N/mm2－スランプ5cm　－　粗骨材最大寸法　40mm）



最上川水系銅山川（昭和27年（1952）竣工）の肘折砂防堰堤（玉石コンクリート造）の施工写真です。玉石を背負い、運搬している様子です。セメント以外のほとんどの資材は現地で調達され、ほとんど人力で施工されたようです。

その後の砂防ダムでは、昭和40年代頃までケーブルクレーン、タワークレーンでの施工、昭和50年代に入りトラッククレーン、ラフテレーンクレーン等のクレーン車の施工されていたようです。

砂防堰堤のコンクリートはスランプ5cmの定着により、バケット打設が一般的となっていました。工事発注図書には打設方法は指定されていないのが一般的ですが、安定的なコンクリートポンプ圧送はスランプ8cm以上といわれており、必然的にバケット打設で行われていたものです。



クレーンによるバケット打設の様子です。
現在では、砂防ダムや固練りコンクリートでポンプ圧送が困難な場合を除き、ほとんどのコンクリート構造物は、ポンプ打設が主流となっています。

しかしながら、近年一部の砂防堰堤では、流動化剤の添加等によりポンプ車打設が行われ、また、その品質は従前のスランプ5cmのコンクリートと遜色無いことが確認されています。今後は、生産性向上の観点からポンプ車打設の砂防堰堤が増加するものと考えられます。直轄砂防での施工事例、工夫に関する情報等がありましたら共有したいと考えておりますので、各県の砂防事業の生産性向上の一助としご参照ください。

事例紹介
～砂防堰堤を活用したボルダリング設備について～

現在、湯沢河川国道事務所で工事中の「水沢第２砂防堰堤」で、壁面のボルダリング活用が進められています。令和3年度秋プレオープン予定です。

このことについては、令和3年度 東北地方整備局管内業務発表会で発表されています。下記URLに発表資料が掲載されていますのでご参照ください。
http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00097/K00360/happyoukai/R3/list5/5-5.pdf



図１．活用検討イメージ

トピックス

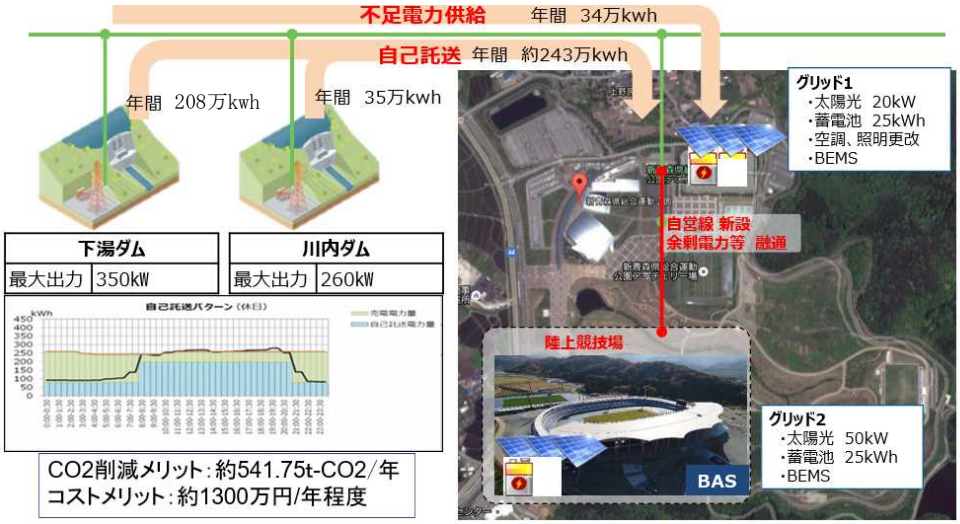
青森県より

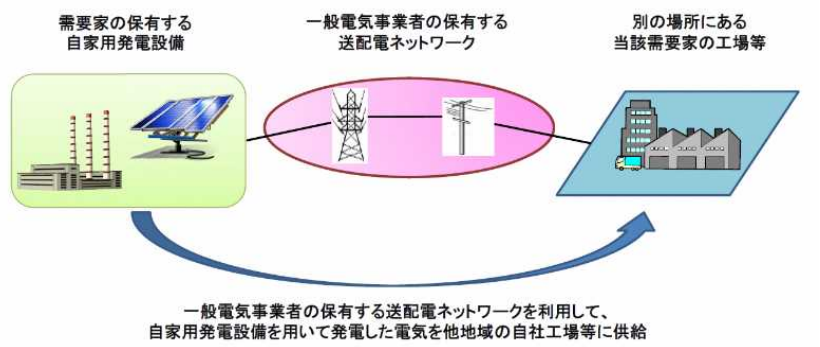
カーボンニュートラル～ダム管理用発電の活用事例（自己託送）について～

青森県では、主に公園建設部局が主導し、２つのダムの管理用発電により、自己消費を除いた余剰電力を、県が管理する新青森県総合運動公園の消費電力に活用する取り組みを令和２年度より開始しました。

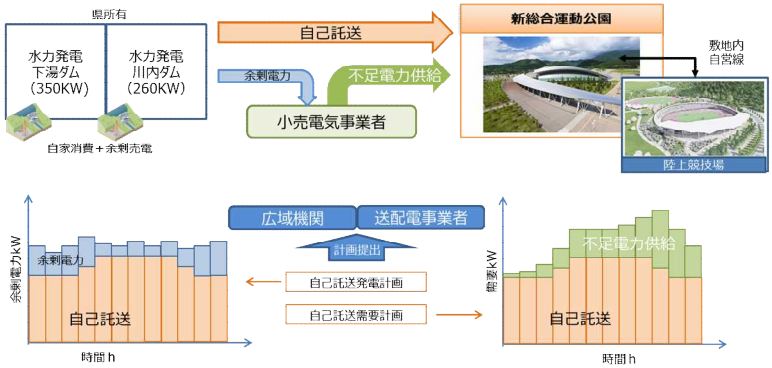
当該公園は、２０２６年の国民スポーツ大会のメイン会場として整備が進められ、屋内外の運動施設など多目的かつ多数の施設があり、多くの電力が必要となります。

そこで、ＬＥＤ照明などの省エネ改修をはじめ、公園内に設置した太陽光エネルギーを自営線で接続し蓄電する再生可能エネルギーとエネルギーマネジメントシステムを活用したエネルギー融通、併せてダムの水力発電による再生可能エネルギーを自己託送供給することにより、二酸化炭素排出量の削減を目指しているところです。





【小売電気事業者の実施業務】
①自己託送に必要な計画の策定と提出
②ダムの余剰電力の買取（自家消費＋自己託送以外の発電電力）
③新青森県総合運動公園への不足電力供給（自己託送以外の使用電力）



自己託送とは、需要家（青森県）の保有する自家用発電設備から一般電気事業者の保有する送配電ネットワークを使用して、別の場所にある当該需要家の施設に送電するサービスのことです。

自己託送では、ダムの自己消費後の余剰電力と新青森県総合運動公園の需要を考慮し、事前に送配電事業者に送配電計画を提出する必要があり、そのマネジメントについては、小売り電気事業者に委託しております。また、その事業者は、自己託送を差し引いた後の余剰分の電力について買い取るとともに、新青森県総合運動公園の自己託送自体の不足電力を供給することも行っております。

自己託送の主なメリットは、管理用発電を自己託送に活用することで、光熱費の大幅な削減や同一事業者の離れた場所でも二酸化炭素排出削減がされた電源の活用が可能となることです。今後、既設ダムの水力発電の設置も含めてさらなる活用を検討していきたいと考えております。

トピックス

岩手県より

築川ダム竣工について

築川ダムは、一級河川北上川水系築川に建設された多目的ダムです。平成４年４月に建設事業に採択され、２９年の歳月を経て、令和３年７月に竣工しました。



＜ダム事業の経緯＞

- ◆昭和５３年度：予備調査着手（県単独）
- ◆昭和６２年度：実施計画調査着手
- ◆平成４年度　：ダム建設事業採択
- ◆平成８年度　：湛水区域補償基準妥結調印
- ◆平成２４年度：付替道路一般国道106号「築川道路」（復興道路）開通
- ◆平成２６年度：本体工事請負契約締結
- ◆平成２７年度：付替道路主要地方道盛岡大迫東和線「築川工区」開通
- ◆平成２９年度：本体工事コンクリート初打設、定礎式開催
- ◆令和元年度：本体工事コンクリート打設完了式開催
- ◆令和２年度：試験湛水開始、サーチャージ水位到達
- ◆令和３年度：試験湛水終了、竣工式開催

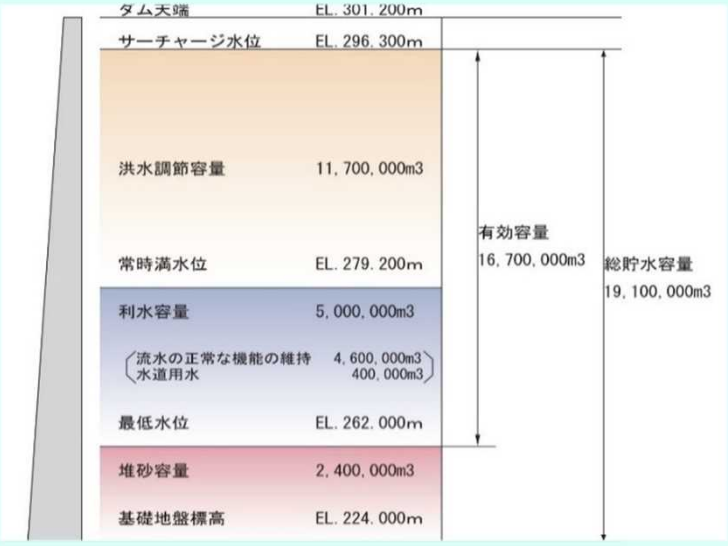
＜試験湛水概要＞

①試験湛水開始日　令和２年１０月２日
②サーチャージ水位到達日　令和３年３月19日
③試験湛水終了日　令和３年４月30日

＜管理移行＞

①ダム完了検査及び操作規則・細則の制定を行い、令和３年７月１日より管理移行となっております。

＜貯水池容量配分図＞



＜築川ダムの概要＞

○F：洪水調節

大雨により増水した川の水をダムに貯め、川の水があふれないように調節します。

○N:流水の正常な機能の維持

ダム地点から下流における既得用水の補給を行うほか流水の正常な維持と増進を図り、アユ等の魚類や多様な水生生物、植物等が生育・生息可能な豊かな水辺環境を確保します。

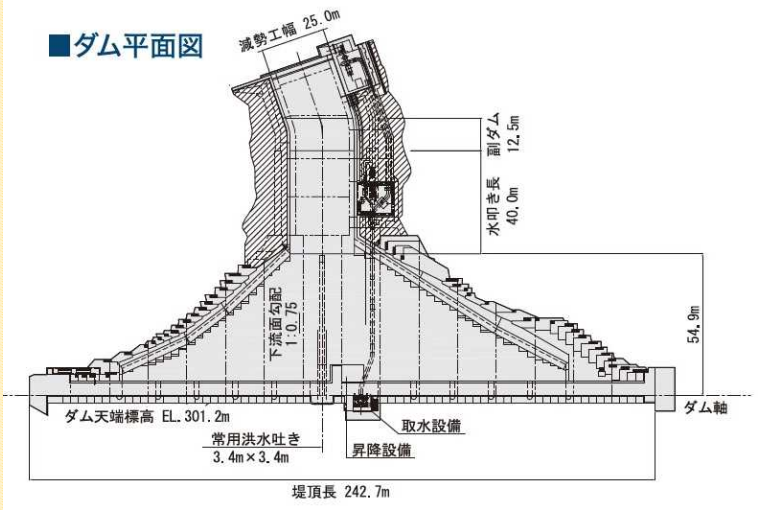
○W：水道用水の確保

盛岡市及び矢巾町に対し、ダム地点において新たに水道用水として5,000m3/日の取水を可能にします。

○P：水力発電（岩手県企業局）

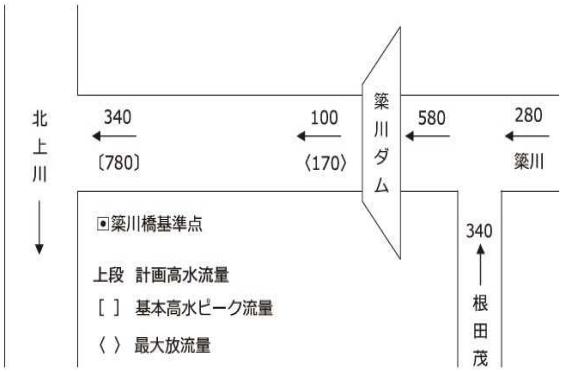
築川ダムより最大4.80m3/ｓを取水し、ダム直下の築川発電所で最大出力1,900Ｋｗ、年間発生電力量11,000MWｈの発電を行います。

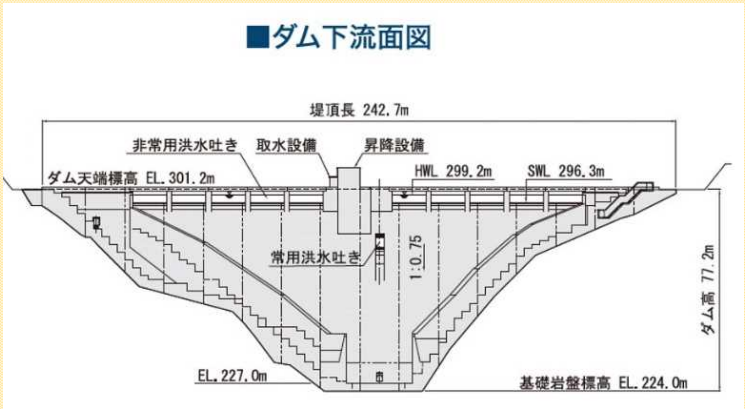
＜ダム構造図＞

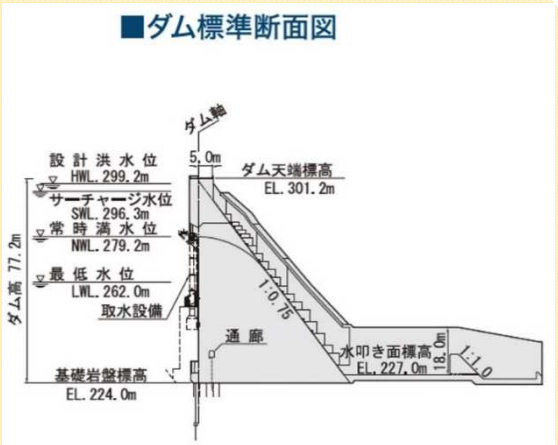


＜流量配分図＞

ダム地点の計画高水流量580m3/ｓのうち、480m3/ｓの洪水調節を行い、北上川合流点の築川橋基準点において基本高水流量780m3/ｓを計画高水流量340m3/ｓに低減し、築川沿川地域を水害から防御します。







＜築川の過去の主な洪水被害＞

◆昭和２２年９月：カスリン台風　橋梁流失
◆昭和２３年９月：アイオン台風　橋梁流失
◆昭和３３年９月：台風２１号　床上浸水被害
◆昭和５４年８月：停滞前線　国道106号冠水・通行止め
◆平成２年９月：台風１９号　国道106号冠水・通行止め
　床上浸水11戸、床下浸水24戸、半壊1戸
◆平成１４年７月：台風６号　堤防一部崩落
　261世帯に避難指示



【写真】平成１４年７月　堤防一部崩落状況

トピックス

宮城県より

大谷海岸（気仙沼市）の復興事業について

１　はじめに

大谷海岸は、気仙沼市本吉町に位置する海岸であり、環境省選定快水浴場百選に選定されるなど、白砂青松の美しい海岸線を形成し、多くの海水浴客に親しまれていました。海水浴場の付近には、道の駅「大谷海岸」があり、更に「日本一海水浴場に近い駅」であるJR気仙沼線大谷海岸駅があり、多くの観光客が訪れていました。

平成２３年３月１１日の東日本大震災の津波により、JR気仙沼線大谷海岸駅や保安林、道の駅は壊滅的な被害を受けました。また津波は内陸まで広く押し寄せ、最大浸水高19.3m、浸水面積は617ｈａにおよび、死者75名、大谷地区住家全棟数の約半数の946棟の建物被害が生じました。





東日本大震災　津波浸水区域図



【被災前の状況】
白砂青松の美しい海岸線を形成し，多くの海水浴客に親しまれていた。（快水浴場百選にも選定）



【被災前の状況】
年間 約6万人を超える海水浴客が訪れていた（ピーク時 S50年 約43.5万人）

２　大谷海岸の防潮堤とまちづくり計画

大谷海岸は、「数十年から百数十年に一度程度発生する津波（L1）」の高さとしてT.P+9.8mの堤防を計画し、背後の学校や公共施設及び宿泊施設などを防護することとしました。平成24年には、施設管理者であった林野庁が、復旧する防災林の前の砂浜に堤防を設置する案を地元へ提示したところ、海水浴場があった砂浜が消えるとの声が上がり、計画の見直しの要望が出されました。平成26年には、地元住民等による「大谷里海（まち）づくり検討委員会」が発足し、平成27年には、「大谷地区振興会連絡協議会」と連名で、大谷地区のまちづくり整備構想図を添え、気仙沼市へ要望書が提出されました。

平成27年から平成28年にかけて、復興庁・国土交通省・林野庁・気仙沼市・ＪＲ・宮城県による関係者会議を全５回開催し、ＪＲ気仙沼線の「ＢＲＴ化」を前提とし、防潮堤をセットバックした背後のまちづくり計画等が承認され、地元調整の方針が導き出されました。平成28年7月には、防潮堤のセットバック及び国道とその背後地を一体的にかさ上げすることで基本合意がなされました。その後も、景観検討会等による地元との調整を重ね、防潮堤の構造等を決定し、平成29年7月に最終的な合意を得ることができ、平成30年1月には、工事の着工式が行われました。合意がなされた主な方針は、「防潮堤と同じ高さで国道をかさ上げを行い一体的に整備」、「堤防を陸側にセットバックすることにより、震災前と同等の砂浜を確保」、「景観や利用面に配慮し、法勾配1:2.5の全面海岸護岸、動線となる階段及び坂路の設置」などです。なお、当初の計画見直しにあたっては、砂浜を残すために防潮堤をセットバックすることは、林野庁所管の土地の所有形態上不可能であったことから、防潮堤を建設海岸へ所管替えし、宮城県により防潮堤の設置を実施することとしました。

気仙沼市では、大谷海岸のまちづくりの方針ついて、「地域特性や周辺施設配置等を踏まえて、通常時は観光交流拠点、災害時には円滑な避難や迅速な啓開に有効に機能する災害対応拠点として位置づける」、「防潮堤と一体的な土地利用を図ることで、防潮堤の強靭化とともに、海浜の観光拠点としての背後地の一体性を担保する」、「海岸に面するエリアを東西に区分し、西側に公共的機能を中心に配置し、東側は地域の生業及びコミュニティの再生に資する土地利用を図る」としています。これにより、防潮堤と一体となったまちづくりを進めています。



大谷地区まちづくり計画（案）　気仙沼市



大谷海岸の整備状況（令和３年６月１９日撮影）

３　大谷海岸の今

大谷海岸では、令和３年３月２８日には、「道の駅大谷海岸」がリニューアルオープンし、また令和３年６月１１日には震災以降１１年ぶりに、県内では一番早い海水浴場の海開きが行われました。なお、令和３年７月には、復旧復興工事が全て完了しています。工事着工までに検討や調整に多くの時間を費やしたものの、地元の熱意や気仙沼市を初めとする各行政機関の知恵と工夫により、地域の宝である砂浜を残すことができました。今、大谷海岸のまちづくりが着実に進み、地域に賑わいが戻ってきています。



©宮城県･旭プロダクション



大谷海岸　11年ぶりの海開き（令和３年７月２５日撮影）



道の駅大谷海岸



大谷海岸でのイベント【砂の造形大会2021】

トピックス

秋田県より　素波里ダムR3異常洪水時防災操作（緊急放流）について

素波里ダムでは、令和3年5月16日（日）～17日（月）発生の大雨による出水において、予備放流検討時における想定を大幅に上回る降雨となり、流入量が増大した結果、洪水時最高水位を超える予測となったことから、異常洪水時防災操作を実施した。降雨開始の5月16日（日）15時想定の予測降雨量137.1mmに対し、降雨終了の5月17日（月）12時までの流域平均累積雨量246.2mmであり、約１．８倍の大雨であった。



《 洪水対応の経緯 》

5月14日（金）

・9:00　GSM72時間累積雨量（14日3時予測）126.5mmを用い、洪水調節計画立案。
貯留後予測水位EL150.55mm ＞ 異常洪水時防災操作開始水位EL149.80m ⇒ 予備放流検討

5月16日（日）

・15:00　降雨開始
・16:00　予備放流開始　（EL146.95m　空き容量7,616m3　流域平均累積雨量0.9mm）
・21:00　予備放流終了　（EL146.52m　空き容量8,324m3　流域平均累積雨量37.0mm）
・23:15　洪水調節開始　100.14m3/s≧100m3/s　（EL146.58m　空き容量8,226m3　流域平均累積雨量67.5mm）

5月17日（月）

・2:26　流入量ピーク（１回目）386.43m3/s　（EL147.67m　空き容量6,405m3　流域平均累積雨量144.1mm）
・5:10　異常洪水時防災操作　承認伺い ⇒ 5:20　本庁建設部長承認
・5:30　関係機関へ、異常洪水時防災操作（緊急放流）３時間前通知。
・5:40　流入量ピーク（２回目）545.69m3/s
（EL149.55m　空き容量6,096m3　流域平均累積雨量218.5mm）
・7:30　関係機関へ、異常洪水時防災操作（緊急放流）１時間前通知。
・8:30　異常洪水時防災操作開始　最大放流量243.61m3/s
（EL150.51m　空き容量1,291m3　流域平均累積雨量238.9mm）
・9:07　最高貯水位到達
（EL150.54m　空き容量1,212m3　流域平均累積雨量241.8mm）
・9:21　異常洪水時防災操作終了　流入量249.91m3/s
（EL150.53m　空き容量1,239m3　流域　平均累積雨量41.8mm）
・17:43　洪水調節終了　流入量99.57m3/s＜100.00m3/s
（EL149.99m　空き容量2,290m3　流域平均累積雨量246.2mm）


異常洪水時防災操作（緊急放流）中

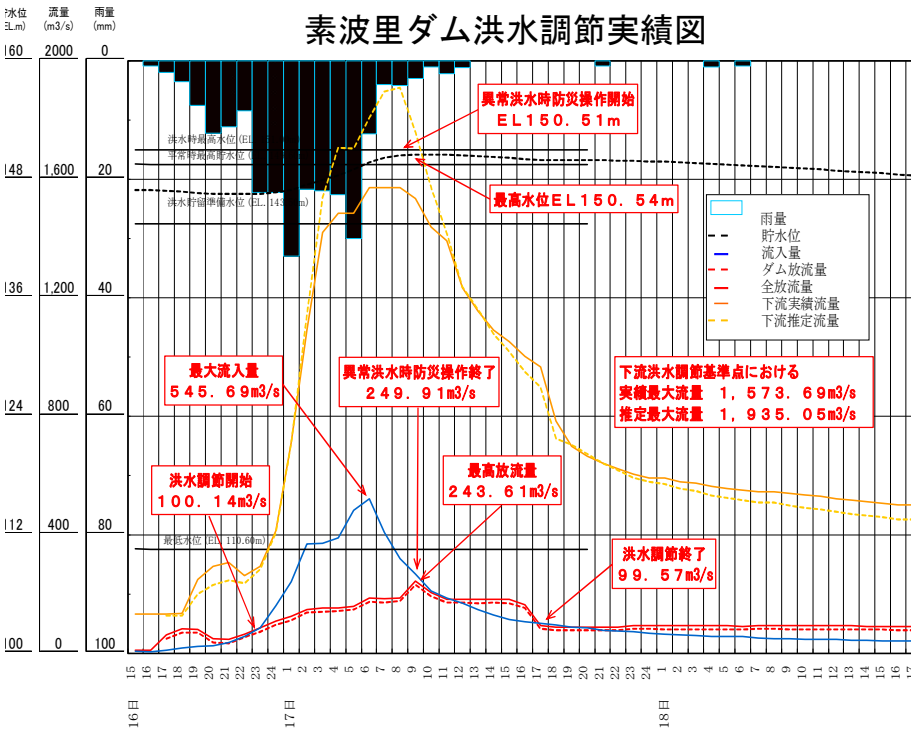
《 おわりに 》

秋田県管理ダムにおける異常洪水時防災操作は、森吉ダムの2018年以来であった。素波里ダムにおいては2006年以来、15年ぶりであった。

毎年、洪水対応演習にて、一連の流れを確認しているものの、より効率的に事務手続きを行うため承認手続きの様式を見直すとともに、改めて異常洪水時防災操作について各ダムに周知した。

また、ダム管理に欠かせない日々の気象予測について、更に高精度な予測システムを導入すべきと実感した。

今後も、東北地方整備局と東北各県の情報交換および連携を図っていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。



トピックス

山形県より

浸水被害軽減に向けた取組について

１．水防活動支援体制の強化

令和元年東日本台風、令和２年７月豪雨による災害等、本県においても今般、気候変動による降雨量の増大や長期化による水害の激甚化、頻発化している状況下にあります。



令和元年台風19号による和田川及び沿川の浸水状況

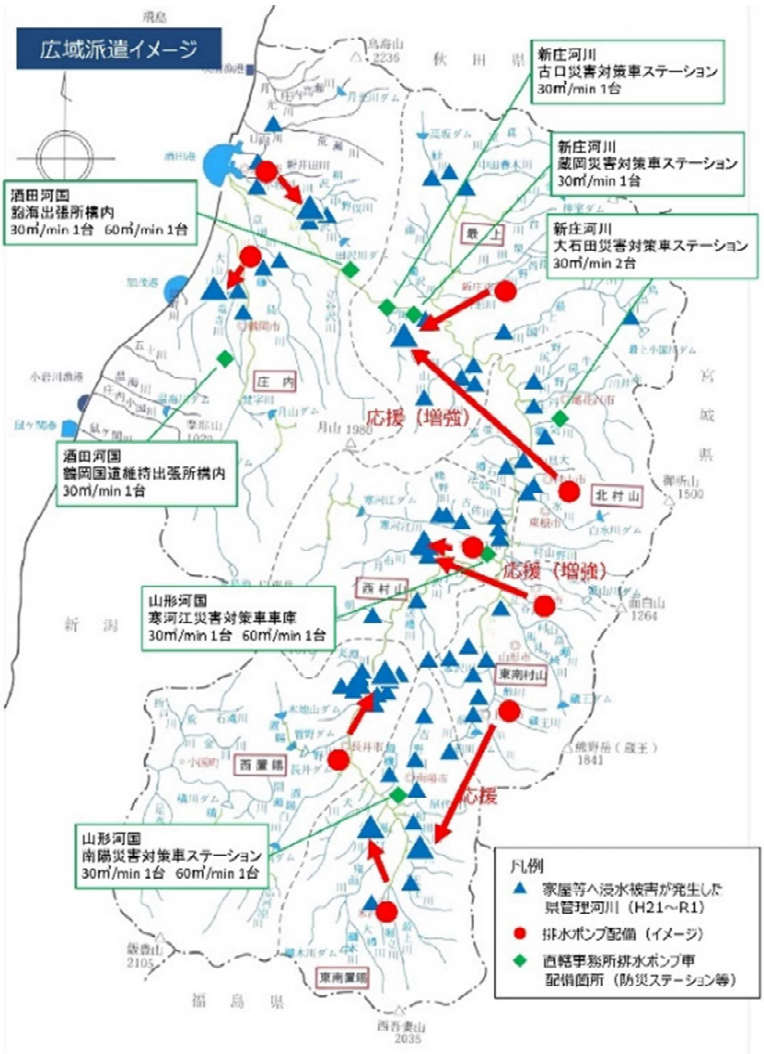
これらの頻発する水害に対し、ハード整備による対策を行うには膨大な予算と時間を要することから、本県では、河川管理者自らの浸水対応や市町村の水防活動を支援するため、可搬式排水ポンプを導入し運用を図ることで、浸水被害の軽減、避難時間の確保、浸水時間の短期化に取り組んでおります。

●運用計画

・令和2年度に可搬式排水ポンプ（10㎥/min）を県内４総合支庁に計９基を配備
（購入にはR２防安交付金を活用）

・総合支庁管轄を越えて、広域支援（増強）を可能とする。

・県管理河川による浸水被害に限らず、市町村からの要請にも対応していく。





可搬式排水ポンプのパッケージ内容


排水ポンプは重量約35kgであることから、人力運搬により狭小箇所でも対応可能

２．出水期への備え

令和3年4月に本県の河川管理担当職員及び実際に操作を行う委託業者を対象に可搬式排水ポンプの操作訓練を行い、操作手順や動作を確認しました。



排水ポンプパッケージ


機器接続状況

日　時：令和３年４月28日（水）
場　所：一級河川最上川水系馬見ヶ崎川　天神橋上流左岸（山形市天神町）
参加者：各総合支庁河川砂防課職員及び操作を行う委託業者
内　容：可搬式排水ポンプの操作手順及び排水作業

３．河川管理面での浸水被害軽減に向けた取組み

本県では可搬式排水ポンプを導入し各市町村への水防支援強化を図るほか、過去の内水被害を踏まえた排水樋管の操作最適化や無動力化、要配慮者利用施設の避難確保計画策定への積極的な支援などのソフト面での対策や、緊急浚渫推進事業債を活用した河道の流下能力向上対策等を進めております。

浸水被害を軽減できるよう、引き続き、国、市町村、関係機関と連携し、ハード・ソフト一体となった取組みを推進します。

トピックス

福島県より

【令和元年災　災害復旧助成事業】夏井川(なついがわ)・好間川(よしまがわ)の進捗状況について

1　はじめに

二級水系夏井川は、福島県中通り地方中部を源流とし、太平洋に注ぐ流域面積748.6km2、河川延長67.1kmの二級河川である。その一次支川好間川は、下流域で夏井川に合流する流域面積103.3km2、河川延長33.2kmの二級河川である。

令和元年10月12日～13日にかけての東日本台風に伴う豪雨により、夏井川及び好間川では，破堤や越水による家屋等の浸水や護岸崩壊等といった甚大な被害が発生した。



災害復旧事業による原形復旧のみでは事業効果が限定されることから、災害復旧助成事業として、一連区間の河道掘削や護岸の整備等を実施することで、再度災害防止を図ることを目的として、事業の採択を受けた。



いわき市街浸水状況



夏井川破堤状況



2．事業概要

1）河川名：　二級河川夏井川(なついがわ)水系夏井川(なついがわ)及び支川好間川(よしまがわ)

2）事業箇所：　福島県いわき市平塩(たいらしお)地内外

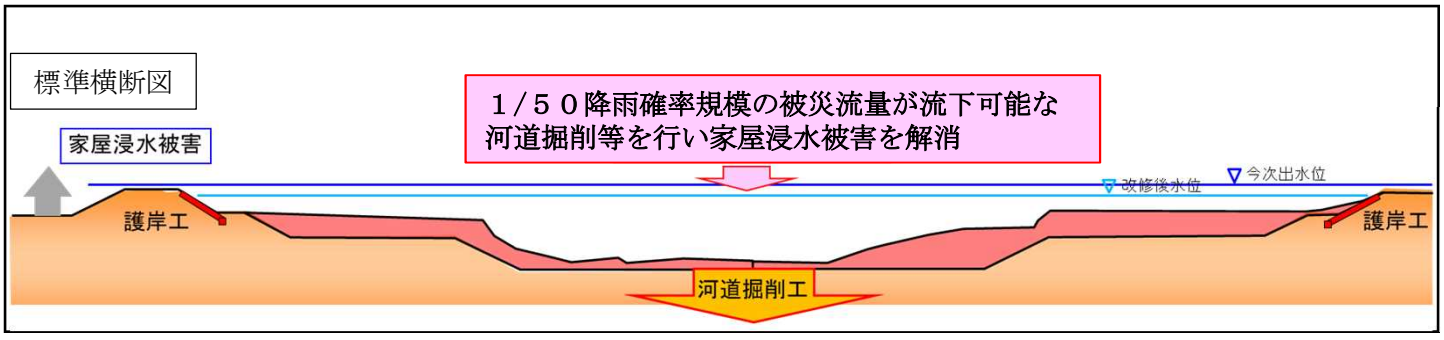
3）事業延長：　Ｌ＝２１．５ｋｍ

（夏井川Ｌ＝１４．９ｋｍ、好間川Ｌ＝６．６ｋｍ）

4）事業期間：　令和元年度～令和５年度（予定）

5）事業費：　約２６５．８億円（うち改良費約２４６．８億円）

6）主要工種：　伐木工、河道掘削工、築堤工、護岸工、橋梁工　等



３．復旧方針・事業進捗

令和5年度の事業完了を目標とし、被災程度や現況河道の流下能力を考慮し、下記のとおり事業を進めている。

（１）破堤箇所の早期復旧

破堤箇所全9箇所（夏井川8箇所、好間川1箇所）については、被災後すぐに大型土のうによる締切を実施したところであるが、次期出水による再度災害の恐れがあることから、早期に災害復旧工事築堤、護岸）を完了させる。

進捗状況

破堤箇所については、全９箇所で、令和２年１１月末までに復旧工事を完了した。

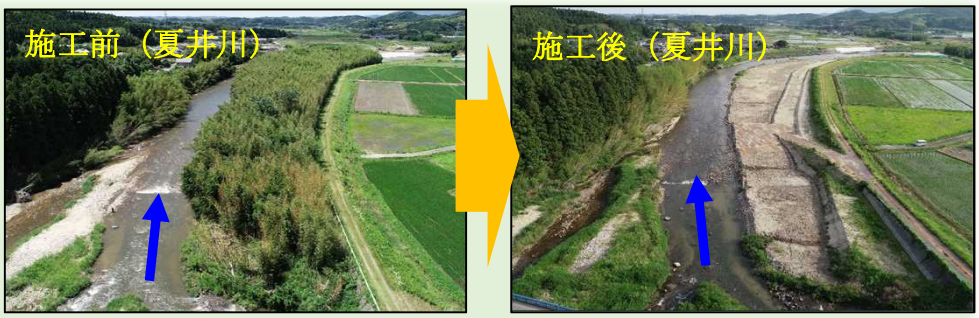


（２）狭窄部の伐木・掘削

河道内への堆砂や樹木繁茂により狭窄部となっている箇所について、早期に流下能力を確保する必要があることから、狭窄部全１4箇所（夏井川10箇所、好間川4箇所）で伐木工事及び暫定断面での河道掘削工事を実施する。

進捗状況

狭窄部の伐木・掘削工事については、令和3年7月末時点で、全14箇所のうち7箇所で工事を完了した。残り7箇所については、令和4年3月までに全て完了予定である。



（３）本格的な改良復旧工事

事業区間を全１７工区（夏井川１４工区、好間川３工区）に分けて、護岸や計画断面での河道掘削など、本格的な改良復旧工事を実施する。

進捗状況

令和3年7月末時点で、全１７工区のうち12工区で工事に着手しており、9月末までに全箇所で契約となる見込み。なお、契約済みの12工区のうち11工区については、伐木工事が完了しており、掘削工事を実施中。



（４）樋門や橋梁等、構造物工事

令和５年度の工事完了に向け、現在、設計を行っているところであり、今年度内の工事発注を予定している。

４．おわりに

令和3年度から本格的な改良復旧工事を実施している。令和５年度の工事完了を目指し、事業を進めていく。

トピックス

仙台市より　広瀬川創生プラン2015-2024【中間見直し】について

【広瀬川創生プランとは】

広瀬川創生プランは、杜の都・仙台のシンボルであり市民の誇りである広瀬川を、後世に引き継いでいくべき市民共有の財産として再認識し、市民の主体的な参画を得ながら将来にわたって保全していくとともに、安全安心の豊かな川づくりを行い、広瀬川の新たな魅力の創出を図っていくことを目的として、平成17年度から平成26年度までの10年間の行動計画として平成17年3月に策定しました。

その後、取組事業の実施状況や社会情勢の変化、新たに見えてきた課題に関する検討結果を反映させて、平成27年3月に「広瀬川創生プラン2015-2024」として改定しました。

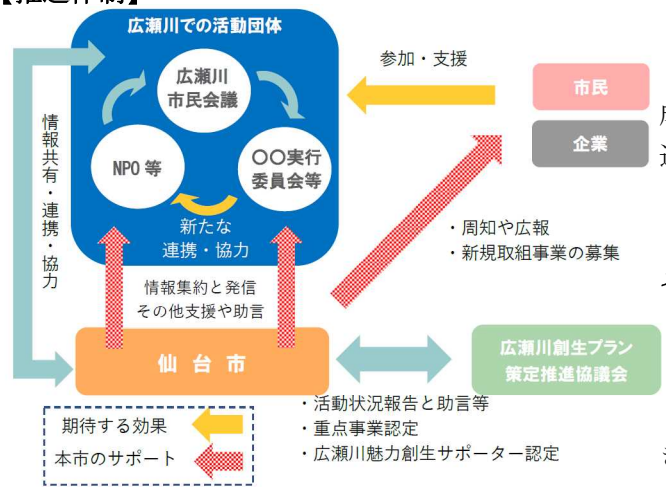
さらに令和元年度にはプランの中間見直しに着手し、新たな推進体制の検討を行うとともにSDGs（持続可能な開発目標）の理念も反映させるなどして、令和3年3月に「広瀬川創生プラン2015-2024【中間見直し版】」をとりまとめました。

【基本理念・基本目標・施策の方向性】

中間見直しでは、三つの基本理念に基づき５つの基本目標を定めるとともに、この基本目標を達成するための具体的な施策の方向性を示し、この方向性に基づく取組事業を市民協働により推進していくこととしています。

基本理念	基本目標	施策の方向性
Ⅰ 悠久の流れ・広瀬川の自然環境の保全	ⅰ 河川環境の保全と向上	①広瀬川流域の自然環境の保全 ②広瀬川の清流の保全
Ⅱ 広瀬川と共生する暮らしの発見と創出	ⅱ 河川と共にある暮らしの実現	③広瀬川の健全な水循環に関する取組み ④広瀬川に関する学びの取組み
	ⅲ 治水・利水・親水の推進	⑤安全安心な川づくりに関する取組み ⑥広瀬川の水の有効な利活用 ⑦水辺空間を楽しめる取組み
Ⅲ 市民による連携と市民と行政との協働	ⅳ 河川への関心の向上	⑧市民への情報発信 ⑨広瀬川に関する催しの実施
	ⅴ 市民協働の仕組みづくり	⑩市民参画型事業の推進 ⑪市民活動や団体の支援

【推進体制】



【各主体の役割】

（１）広瀬川創生プラン策定推進協議会

学識経験者や河川管理者並びに市民活動団体等により構成され、プランの策定や見直しを行うほか、取組事業を推進していくための助言や重点事業の認定を行います。

（２）取組事業を実施する活動団体

活動団体は、プランの基本理念及び基本目標に沿って、それぞれの立場で可能な取組事業を実施します。

（３）仙台市

取組事業の情報を広く提供していきます。

その際、活動団体の意向に応じて他の活動団体と連携できる関係づくりを本市が支援します。

その他にも、新規の取組事業が増えていくようサポート体制の充実に努めていきます。

下記に広瀬川創生プラン関係のイベント情報など掲載されていますので、是非ご覧ください。
広瀬川ホームページ (hirosegawa-net.com)　https://www.hirosegawa-net.com/

編集後記

本紙発刊にあたり、お忙しい中ご寄稿頂いた皆様には感謝申し上げます。今年度の本誌の発刊は、いつお盆が過ぎ、例年より遅れた発行となってしまいました。

さて、最近“災害の免疫”というワードを思い出しました。新型コロナ関係のニュースと、各地の土砂災害関係のニュースが流れ、いつかの教科書か何かで目にし“免疫“と”災害”という似合わない用語の同居が印象だけが残っており、その意味をよく考えたことはありませんでした。この事をWEB検索してみると“山地災害の免疫性”という言葉が見つかります。 私のうろ覚えな“災害の免疫”でなく土砂災害に言及した概念のようです。興味のある方は調べてみてはいかがでしょうか。



